

総務文教常任委員会資料

令和5年7月11日

教育委員会

教育振興部生涯学習課

目 次

東条文化会館の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

【別冊】

総務文教常任委員会資料

令和元年度分～令和3年度分 東条文化会館モニタリング資料 抜粋

東条文化会館の運営について

【趣 旨】

東条文化会館は、株式会社 五洋産業、特定非営利活動法人 新しい風かとう(連合体)と、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間の「加東市東条文化会館の管理運営に関する協定書(基本協定)」を結んでいます。

公共施設等総合管理計画において、東条文化会館の方向性については、「指定管理者制度により5年間の運営を継続する。」としており、また、「その間に評価・検証を行い、その後の運営方針を決定する。」としています。

令和5年度末で、指定管理期間(5年間)が満了することから、東条文化会館の運営方針について、次のとおり決定します。

【結 論】

I 運営について

地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者による施設の管理運営が適切、確実に実施されているか、良質なサービスの提供が確実にされているかをモニタリングにて確認しております。令和元年度、令和2年度、令和3年度のモニタリングの全ての評価において、「こどもオペラ」という子どもが大人と一緒に音楽に親しめる機会の提供や、クラシックを身近に感じてもらえるように、エリック・ミヤシロ氏(世界中で公演をされているトランペッター)、篠崎史紀氏(N 響コンマス、バイオリニスト)といった名だたる方々の演奏会でも、みんなが知っているような曲なども織り交ぜた公演がなされ、リピーターも多く来場されています。こういった自主事業に加え、クラリネットとフルートの若手演奏家の登竜門と言われる木管コンクールを、1990年からコロナ禍で1年中止した以外は全て実施してきており、「学術文化の振興を図り、魅力ある豊かな地域社会形成に寄与する」という館の設置目的を達成するために、効果的な取り組みをされていると認められます。

また、自主事業の公演では、可能な範囲でお客様にアンケートを実施され、市内外のお客様や初めて参加されるお客様からも、「もう一度見たい」という声を多数いただいています。

よって、次期5年間についても、引き続き指定管理者制度により運営します。

※モニタリング資料(各年の総務文教常任委員会資料から抜粋)・・・別冊

次期5年間については、さらにコスミックホールの特徴である響きを活かし、クラシック音楽の演奏会を開催するなど音楽ホールに特化した事業を展開しつつ、地域に親しまれる施設として東条学園小中学校をはじめ、市内の小中高等学校と連携する事業(吹奏楽部の定期演奏会、音楽会など)を展開していくよう、次期受託者に対し求めていきます。

【参考】観客に対するアンケート結果より

公演日	公演名	来場者数	回収枚数	満足度	また希望するか
R3. 7.31	こどもオペラ	179 人	46 枚	100%	100%
R3.11.27	元気が出る！オーケストラコンサート	440 人	205 枚	98.0% 無回答 4	98.0% どちらでもない 2 無回答 2
R4.5.22	エリック・ミヤシロ 播磨国吹奏楽団	116 人	81 枚	97.5% 無回答 2	95.1% どちらでもない 2 無回答 2
R4.7. 8	こどもオペラ	172 人	37 枚	100%	97.3% どちらでもない 1
R4.9.25	和洋の融合 KOBUDO-古武道- 15周年記念コンサート 光	86 人	38 枚	94.7% 無回答 2	89.5% どちらでもない 2 無回答 2
R4.12.11	Merry Christmaro (篠崎史紀氏による公演)	180 人	105 枚	96.2% 無回答 4	97.1% どちらでもない 2 無回答 1
R5.1.29	打楽器&ピアノアンサンブル～マトカ～	99 人	61 枚	98.4% 無回答 1	96.7% どちらでもない 2

※満足度は「とても良い」「良い」「悪い」「無回答」の4つが選択肢。「とても良い」「良い」を合わせた数値で、率を計算。

※また希望するか否かについては、「はい」「いいえ」「どちらでもない」「無回答」の4つが選択肢。「はい」の数値で率を計算。

II 施設について

雨漏りや空調設備の経年劣化など、修繕を要する必要があるものの、躯体(基礎、壁、柱など)に問題はなく、直ちに使用を停止するような状況ではありません。

なお、利用者への安全対策として必要な修繕工事は適宜実施していきます。

※建物の耐用年数41年(平成2年設置)、令和13年満了

※これまでのホール利用状況等・・・3P【参考】

III 今後の指定管理料について

今期の指定管理料については、コロナ禍での事業未実施により収入が激減したことや、世界情勢の悪化による様々な物価高騰が影響したこと等から、年度ごとにその費用を補填する形で指定管理料を増額しました。受託者側も補助金等の獲得に努め、それにより令和3年度、4年度は黒字となっています。

しかしながら、今後も物価高騰や人件費のアップが見込まれることや、補助金がいつまでもあるわけではないことから、指定管理料の追加は必要であると考えます。

よって、今期の指定管理期間(令和元年度～令和5年度)の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業実施がままならなかった令和2年度を除いた令和元年、3年、4年の決算及び、例年通りの事業ができた前期の平成30年度決算から各項目の平均額を算出し、それを令和6年度の指定管理料とし、翌年から人件費のアップ分として、毎年79万円ずつを加算します。この方法で算出した額が、次期5年間の指定管理料で下記の表のように決定したいと考えます。

令和6年度～令和10年度の指定管理料(案)		人件費(円)	各年の指定管理料(円)
令和6年度	19,504,000	—	19,504,000
令和7年度 (前年+79万円)	19,504,000	790,000	20,294,000
令和8年度 (同上)	20,294,000	790,000	21,084,000
令和9年度 (同上)	21,084,000	790,000	21,874,000
令和10年度 (同上)	21,874,000	790,000	22,664,000
		合計	105,420,000

【参考】

	H30	R1	R2	R3	R4
ホール稼働率	40.2%	41.5%	27.4%	34.6%	30.0%
利用者数	13,702人	11,498人	3,013人	3,506人	5,583人
指定管理委託料	15,000,000円	17,570,000円	17,727,000円	17,772,000円	18,016,000円

※令和5年度指定管理料 17,727,000円